

穴水町鳥獣被害防止対策協議会における鳥獣被害防止対策の取り組みについて

穴水町鳥獣被害防止対策協議会とは、穴水町をはじめ農協、農業共済組合、猟友会等で構成されている組織であり、鳥獣から農作物等の被害を防止するため、電気柵の助成や捕獲檻の貸し出しなど、集落ぐるみの取り組みを支援しております。

集落で農作物被害を防ぐ！

①「出没させない環境整備」

集落全体で、野菜くずや放置果樹、畑の収穫残、二番穂、生ゴミなど、エサとなるものをなくしましょう！

②「田畑への侵入を防護」

集落ぐるみで広域的に電気柵を設置しましょう。イノシシは鼻が一番敏感で、その鼻で確認するという習性があります。電気柵でイノシシに痛いと思わせ、危険な場所と認識させることが重要です。

③「最後にイノシシを捕獲する」

イノシシは、周りに食べるものが無くなると、捕獲檻のエサに食い付きやすくなります。計画的に捕獲し、イノシシの住みにくい環境を作っていきましょう！

鳥獣被害対策のための助成制度

①イノシシ用捕獲檻の貸出し

事業内容：有害鳥獣捕獲のために必要な場合に捕獲檻を貸し出しします。（檻の数量には限りがあります。）

対象：町内に住所を有し、狩猟免許（わな猟）の所持及び猟友会に入会している方

②イノシシ捕獲奨励金

事業内容：イノシシの捕獲駆除に対する奨励金

補助内容：成獣（頭胴長100cm以上） 30,000円/頭

幼獣（頭胴長100cm未満） 10,000円/頭

対象：町内に在住する狩猟免許（わな猟）を所持し、猟友会に入会している方及び町有害鳥獣捕獲隊に所属している方がわなによりイノシシを捕獲した場合。

③電気柵助成事業（国庫補助事業）

事業内容：イノシシ被害防止に取り組むために電気柵を設置する集落に対し、電気柵の資材を貸し出します。

（穴水町鳥獣被害防止対策協議会で資材を購入し、集落へ貸し出します。）

補助内容：協議会で購入するため、集落の負担はなし。

- 条件：
- ・集落の合意形成
 - ・共済組合等へ被害を届出し被害認定されている
 - ・受益農家は3戸以上
 - ・電気柵の周辺にイノシシ用捕獲檻を設置
 - ・8年間の耕作及び電気柵の管理

④イノシシ被害防止用電気柵購入費助成金

事業内容：③の電気柵助成事業（国庫補助事業）の条件に満たない、個人の農地に設置する電気柵の資材（新品一式）の購入にかかる費用を補助します。

補助内容：購入費の2分の1以内

条件：町内に在住し、農協へ農作物を出荷している営農者
電気柵を設置する農地は概ね20a以上

■お問い合わせ先：穴水町鳥獣被害防止対策協議会事務局（穴水町産業振興課内） ☎ 0768-52-3671